

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

サービス種別		居宅介護				重度訪問介護	同行援護	行動援護
		身体介護	通院介助 (身体介護を伴う)	家事援助	通院等乗降介助 (身体介護を伴わない)			
資格要件								
介護福祉士		○	○	○	○	○	○	○ 注10
養成研修修了者 (各研修に相当する研修を含む)	実務者研修	○	○	○	○	○	○	○ 注10
	居宅介護職員初任者研修 介護職員初任者研修 (1級、2級)	○	○	○	○	○	○	○ 注10
	介護職員基礎研修	○	○	○	○	○	○	○ 注10
	訪問介護員(1級、2級) 居宅介護従業者養成研修 (1級、2級) 看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○	○ 注10
	訪問介護員(3級) 居宅介護従業者養成研修 (3級)	○ 注4	○ 注4	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
	介護職員初任者研修 (3級)	○ 注4	○ 注4	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
	障害者居宅介護従事者 基礎研修	○ 注4	○ 注4	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
	ガイドヘルパー養成研修 修了者 視覚障害者外出介護従業者 養成研修課程修了者	○ 注4	○ 注4	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
	知的障害者外出従業者養成 研修課程修了者	○ 注4	○ 注4	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
	全身性障害者外出介護従業者 養成研修課程修了者	○ 注4	○ 注4	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
	行動援護従事者養成研修 (注1)							○ 注10
	強度行動障害支援者養成 研修(実践研修)							○ 注10
	重度訪問介護従事者養成 研修(注2)	○ 注6	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○	○ 注4	
みなし証明者(注3)		○ 注3 注4	○ 注3 注4	○ 注3 注5	○ 注3 注5			
その他					○ 注7		○ 注9	
経過措置						注8		

- 注1 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。
- 注2 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。
- 注3 みなし証明者とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者をいう。
- 注4 身体介護の報酬の30%減算される。
- 注5 家事援助又は乗降介助の10%減算される。
- 注6 重度訪問介護の報酬を算定する。(3時間以上の場合は、550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増す毎に70単位を加算した単位数)
- 注7 平成18年9月30日において、従来の視覚・全身性・知的外出介護従業者養成研修を修了したもの。
- 注8 平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。
- 注9 以下の①～⑤のいずれかを満たす者
- ① 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者※
    - ※1 居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、平成30年3月31日までの間、研修を修了したものとみなす。
    - ※2 大阪府において、大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障害課程を修了した者については、同行援護従業者養成研修の一般課程修了者とみなす。
  - ② 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(※3)
  - ③ 平成23年9月30日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪府知事が認める研修の課程を受講中であつて、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(※3)
  - ④ 居宅介護の従業者要件を満たす者であつて、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者
  - ⑤ 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
- ※3 上記②及び③における大阪府知事が相当するものとして認める研修は次のとおり。
- (一般課程相当)
- ・ 平成2年度から8年度まで大阪府実施の「ガイドヘルパー養成研修」
  - ・ 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付け障障第90号)」に基づき実施したガイドヘルパー養成研修(視覚障害者課程)
  - ・ 廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第209号)」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修
  - ・ 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき実施した大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障害課程)
  - ・ 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修
- (一般課程及び応用課程に相当)
- ・ 社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修
- (参考) 大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー(移動支援従業者、外出介護従業者)養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修(一般課程)相当と認める研修である。
- 注10 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務※に1年以上かつ180日以上に従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上かつ360日以上に従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。
- ※ 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務の例
- [障害者総合支援法に基づく事業]
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、移動支援事業、日中一時支援等の事業
- [児童福祉法に基づく事業]
- 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業
- [職種]
- ヘルパー、生活支援員、世話人、作業指導員、保育士、介助員等の介護等を行う業務